

## 川崎市不法占拠対策委員会建設緑政部会運営要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、川崎市不法占拠対策委員会設置要綱(平成23年7月1日付け23川財運第171号)第7条に基づき設置される川崎市不法占拠対策委員会建設緑政部会(以下「建設緑政部会」という。)の運営に関して必要な事項を定める。

### (所掌事務)

第2条 建設緑政部会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 委員会の審議に付すべき事項に関すること。
- (2) 法的措置等に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 建設緑政部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。

### (部会長及び副部会長)

第4条 部会長は建設緑政局長とし、副部会長は道路河川管理部長をもって充てる。

2 部会長は、会務を総理する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (部会員)

第5条 部会員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 総務部長
- (2) 道路河川整備部長
- (3) 緑政部長
- (4) 川崎区役所道路公園センター所長
- (5) 幸区役所道路公園センター所長
- (6) 中原区役所道路公園センター所長
- (7) 高津区役所道路公園センター所長
- (8) 宮前区役所道路公園センター所長
- (9) 多摩区役所道路公園センター所長
- (10) 麻生区役所道路公園センター所長

### (会議)

第6条 建設緑政部会は、必要に応じて部会長が招集し、その議長となる。

2 前項の規定にかかわらず緊急を要し建設緑政部会を招集する暇がないとき、その他部会長が必要と認めるときは、部会長は、建設緑政部会に付議すべき事案について専決処分することができる。

### (幹事会)

第7条 建設緑政部会に幹事会を置く。

2 幹事会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 部会の審議に付すべき事項に関すること。
- (2) 法的措置等に関すること。

- (3) 不法占拠対策の処理方針に関すること。
- (4) 不法占拠対策の進捗状況に関すること。
- (5) 不法占拠の予防に関すること。
- (6) その他必要な事項に関すること。

3 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。

4 幹事長は、副部会長をもって充てる。

5 幹事は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 総務部庶務課長
- (2) 総務部企画課長
- (3) 道路河川管理部管理課長
- (4) 道路河川管理部用地調整課長
- (5) 道路河川整備部道路整備課長
- (6) 道路河川整備部施設維持課長
- (7) 道路河川整備部河川課長
- (8) 緑政部みどりの管理課長
- (9) 緑政部みどりの保全整備課長
- (10) 川崎区役所道路公園センター担当課長 [管理]
- (11) 幸区役所道路公園センター担当課長 [管理]
- (12) 中原区役所道路公園センター担当課長 [管理]
- (13) 高津区役所道路公園センター担当課長 [管理]
- (14) 宮前区役所道路公園センター担当課長 [管理]
- (15) 多摩区役所道路公園センター担当課長 [管理]
- (16) 麻生区役所道路公園センター担当課長 [管理]
- (17) 霊園事務所長

6 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集し、その議長となる。

7 幹事長は、幹事全員の出席を要しないと認めたときは、関係幹事のみを招集して幹事会を開催することができる。

(ワーキンググループ)

第8条 幹事会は、第2条各号に定めるものに関して、必要な調査を行わせるためのワーキンググループを設置することができる。

2 ワーキンググループの運営に関する事項は、別に定める。

(関係者の出席)

第9条 部会長は、必要があると認めるときは、建設緑政部会及び幹事会に関係者の出席を求めることができる。

(事務局)

第10条 建設緑政部会の庶務を処理するため、事務局を建設緑政局道路河川管理部路政課に置く。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、建設緑政部会の運営に関する事項その他必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。